

19 学校教育の充実について

(文部科学省)

【内容】

- (1) 学校における働き方改革、多様化・複雑化する教育課題へ対応するため、標準法における「乗ずる数」の見直しや加配定数の拡充により、教職員配置のさらなる充実を図ること。また、中学校の35人学級については、義務標準法を改正することにより確実に実施するとともに、少人数指導等に係る加配定数を削減することなく必要な定数を確保すること。
- (2) 小学校の教科担任制をさらに推進するため、専科指導教員の加配を拡充するとともに、対象教科の拡大を図ること。
- (3) 優れた人材を教師として確保するため、教職調整額の水準を2030年度までに10%に引き上げるとされたが、これを確実に実施するとともに、必要な財政措置を講じること。さらに、奨学金返還支援について、学部段階の奨学金も対象とすること。
- (4) 児童生徒の心のケアや家庭環境等の支援などに適切に対応するため、都道府県及び市町村が着実に事業が実施できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに係る財政措置を拡充するとともに、養護教諭の複数配置の拡大について早期に実現すること。また、校内教育支援センター支援員配置事業費補助金について、既にセンターを設置している学校についても補助対象とするとともに、補助年限に上限を設けず、さらなるセンターの設置促進・機能強化のために十分な財政措置を講じること。さらに、フリースクールに通う不登校児童生徒の保護者の負担を軽減するため、適切な支援制度を整備すること。
- (5) 学校施設環境改善交付金について、都道府県及び市町村が計画に沿って着実に事業が実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。併せて、補助率の引上げ、実勢価格に見合った補助単価への引上げ、大規模改造事業の上限額引下げの見直し、長寿命化改良事業の築年数など補助要件の緩和、屋内運動場の空調整備及び防犯カメラ整備にかかる国庫補助率の引上げ期間の延長といった財政措置の充実を図ること。

また、老朽化が進む建物等の計画的な改築又は減築、屋上防水・外壁改修などの部分改修や武道場・プールの改修事業も補助対象とすること。

加えて、現在、補助対象となっていない高等学校の施設整備についても、

屋内運動場の空調整備や防犯カメラ整備などを含めて補助対象とし、財政措置を講ずること。

- (6) GIGAスクール構想の推進に向けて、通信ネットワークの増強や、第1期に整備した端末及び校内通信ネットワーク機器等の更新といったICT環境の改善に必要な経費について、地方自治体の負担とならないよう、全校種を対象とした十分な財政支援を国が責任を持って行うこと。また、デジタル人材育成のために必要な環境整備を行うとともに外部専門人材の活用や大学等との連携などを推進するため、高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）を継続的に実施すること。

さらに、学習活動での積極的なICT活用に向けて、情報通信技術支援員が十分かつ継続的に配置できるよう、特段の予算措置を講ずること。

- (7) 部活動の地域展開等を早期に実現し、学校の働き方改革を進めるため、改革実行期間においても地域展開等に協力する地域クラブ等の管理運営や部活動指導員の確保について十分な支援を行うとともに、地方自治体や保護者等の負担とならないよう、特殊勤務手当に充てられている財源の活用を含め、財政措置を講ずること。

(背景)

- 小学校の教科担任制の推進、いじめ問題への対応、主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能の強化、専任の特別支援教育コーディネーターの配置、へき地教育の振興、栄養教諭を中核とした食育の推進など学校における課題は多い。
- 中学校の35人学級を実施するため、小学校と同様に、少人数指導に係る加配が振替えられることとなると、ティーム・ティーチングや習熟度別指導などへの取組に影響が生じる。
- 教科担任制の専科指導教員の対象教科は、外国語、算数、理科、体育とされているため、音楽や図画工作など専門性の高い教員の配置に影響が生じる。
- 大規模改造事業について、2022年度に空調（冷暖房設備）整備など一部のメニューにかかる対象工事費の上限額が2億円から7,000万円に引き下げられたことにより、地方自治体の負担が増加している。
- 屋内運動場の空調整備及び防犯カメラ整備について、2023年度から補助率が通常3分の1のところ2分の1に引き上げられているが、2025年度までの時限措置となっている。

(参 考)

◇ 補助単価と施工単価の比較 (例) 空調単価 (GHP(ガス))

2025年度補助単価 36,200 円/㎡ 2024年度 (犬山市) 施工単価 79,100 円/㎡

20 就学支援の充実について

(文部科学省)

【内容】

- (1) いわゆる高校無償化に掲げられた高等学校等就学支援金制度の改革を着実に実施するとともに、今後も地方に負担を転嫁することなく、国が責任をもってその財源を確保すること。また、就学支援金の申請については保護者・生徒にとって負担の少ない簡便な方法とすること。

さらに、「公立高校離れ」により地域社会そのものの衰退を招くことがないよう、特色ある学校づくりの推進に向けて、専門高校も含めた公立高校の施設や空調等の設備・備品整備等への財政支援をより一層充実すること。

なお、今回の改革に際しては、都道府県の意見を十分に聴取しながら、その意見を反映したものとする。

- (2) 高等学校等就学支援金制度について、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、支給月数の制限を緩和するとともに、併修により支給限度額を超過する授業料についても支給対象とすること。
- (3) 高校生等奨学給付金制度の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに制度の更なる充実を図ること。また、高等学校等就学支援金制度と同様に全額国庫負担により実施するとともに、支給に必要な事務経費を、都道府県及び私立学校に対し、交付すること。
- (4) 高等教育の修学支援新制度に係る私立専修学校専門課程に対する補助金について、制度の更なる充実を図るとともに、交付に必要な事務経費を、都道府県及び私立学校に対し、交付すること。
- (5) 私立小中学校等の家計急変世帯への支援について、他の支援制度同様、保護者の資産保有額を問わないものとするともに制度の更なる充実を図ること。また、交付に必要な事務経費を、都道府県及び私立学校に対し、交付すること。
- (6) 学校給食施設整備に係る交付金について、地方公共団体が行う事業に対する財政措置の充実を図ること。また、学校給食費の無償化の実現に当たっては、学校給食に関する地域の実態等を考慮した上で、地方自治体の負担となることがないよう、国の責任と財源による制度設計を行うこと。

(背景)

- 公立高校・私立高校がともに教育の質の向上に向け、互いに切磋琢磨する環境が重要であるが、無償化により、公立高校離れ、農業、工業などの専門高校離れなど様々な問題が懸念されるところである。
- やむを得ない理由により留年した場合は、修業年限の超過により就学支援金の対象から外れる。また、全日制・定時制・通信制の課程相互の間に一部の科目等の単位を修得し、在籍する学校や課程の単位数に加えることができる併修について、その授業料は支給限度額を超過した場合に就学支援金の支給がされない。
- 高校生等奨学給付金制度は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度であるが、高等学校等就学支援金制度では、生徒が在学している学校のある都道府県が支給する制度となっている。
- 私立小中学校等の家計急変世帯への支援は、り災・傷病等の家計急変事由の発生時点を入学期に限定しているが、入学以前に発生した事由により授業料の支払いが困難な状況に陥る場合も考えられ、制度の充実が求められる。

(参 考)

◇ 就学支援制度

		補助要件			補助(支給)上限額	事務経費に対する補助	県内私立学校の現況(2024年度)
		県内在住	県内校在学	所得基準			
高校等	就学支援金		○	・標準世帯年収590万円未満	396,000円	○	平均授業料 466,668円
	奨学給付金	○		・生活保護受給世帯 ・住民税非課税世帯	(国公立) 32,300円～143,700円 (私立) 52,100円～152,000円	×	
私立専修学校 専門課程			○	・住民税非課税世帯 ・それに準ずる世帯 ・多子世帯は所得制限なし等	授業料 590,000円 入学金 160,000円	×	平均授業料 717,214円 平均入学金 174,409円
私立小中学校		○	○	・家計急変後の所得が400万円未満相当かつ資産保有額700万円未満の世帯	336,000円	×	平均授業料 459,204円

◇ 学校給食施設の建築単価・施工単価の乖離

2024年度 建築単価(文部科学省・共同調理場)

381,000 円／㎡

2024年度 一宮市東浅井給食センター

新調理棟施工単価(共同調理場)

約 541,000 円／㎡

2 1 女性の活躍促進について

(内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 働く場における女性の活躍に向けて、企業経営者を始めとする社会全体の気運醸成のため、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力に推進すること。
- (2) 企業の多くを占める中小企業において、女性の活躍が一層促進されるよう、職場環境の整備など企業の取組を支援する効果的な施策を充実すること。
- (3) 女性の活躍促進の取組を一層推進するため、「地域女性活躍推進交付金」を始めとした財政的支援の継続・拡充や、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うとともに、地方公共団体等が実施する取組の先進事例等を取りまとめ、わかりやすく発信していくこと。
- (4) モノづくり産業の強化に不可欠である女性の活躍を図るため、理系分野・モノづくり現場への女性の選択を支援するなど、女性技術者・研究者・技能者の育成を図ること。

(背景)

- 本県企業の 99.7%を占める中小企業においては、女性の活躍が進んでいない企業の割合が高く（(参考) 参照）、依然として、女性が十分に活躍できていない状況にあることから、中小企業の具体的な取組を後押しする、更なる効果的な施策を充実させるとともに、企業経営者を始めとする社会全体の理解増進のため、広報啓発や経済界への働きかけを強力に推進し、気運の醸成を図ることが必要である。

- 本県では、これまで地域女性活躍推進交付金を活用して、「あいち女性の活躍促進サミット」の開催、「あいち女性輝きカンパニー」（女性活躍企業）の認証制度の創設等を行ってきた。

2024 年度には、県内 2 地域で市町村や商工会議所等と連携して、中小企業向け女性活躍推進セミナー及び相談会を実施するとともに、「女性の採用」に特化して、課題と解決策を分かりやすく整理した取組ガイドを作成することなどにより、中小企業への女性活躍推進に向けた働き掛けを実施した。



2024 年度「中小企業女性活躍推進事業」作成冊子



あいち女性の活躍促進サミット 2024



2024 年度中小企業のための女性活躍推進セミナー

○ 今後、こうした事業を継続・拡大しながら、より多くの企業における取組を加速させていくためにも、当該交付金の継続と、交付金（特に、活躍推進型）の十分な予算の確保、補助率の引き上げが必要である。また、中小企業に広く浸透させるためには、地道な働き掛けが求められることから、新規性に関わらず継続による効果や必要性に重点を置いた運用を行うなど、支援内容の拡充が必要である。

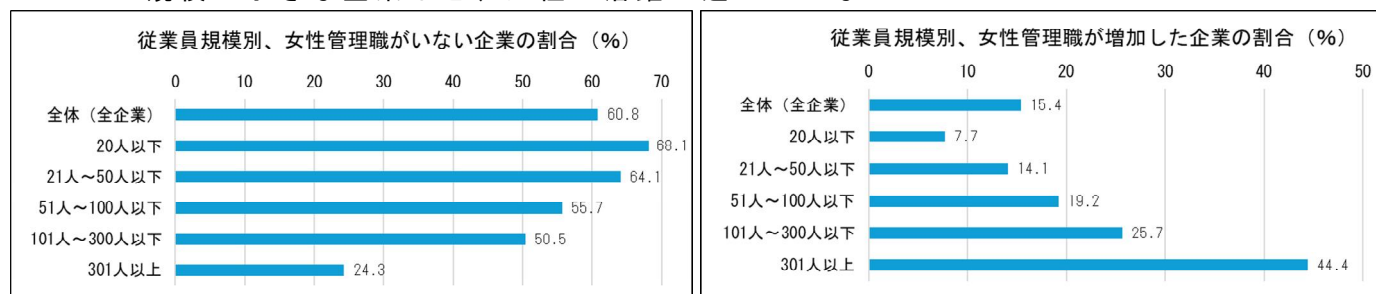
○ 我が国の製造業の専門・技術職に占める女性比率は 12.4%（令和 2 年国勢調査）、大学における女子学生の割合が、理学 28.3%、工学 16.7%（文部科学省「令和 6 年度学校基本調査」）と低い現状にある。

経済の基盤であるモノづくり産業を支える人材の確保・育成は国をあげての急務であるため、女性技術者等の育成支援が強く求められる。



（ 参 考 ）

◇「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」結果（2024 年 8～9 月調査） ～規模の小さな企業ほど、女性の活躍が進んでいない～



※愛知県内に本社のある企業を対象（無作為抽出）に郵送・インターネット調査を実施（有効回答数 2,819 件）。

◇2025 年度 地域女性活躍推進交付金活用事業の概要

企業魅力発信事業	・県イベントへのブース出展や県内大学の就職支援センターへの訪問や就職支援イベント等を通じた、女子大学生への「あいち女性輝きカンパニー」のPR強化。 ・東京圏での情報発信及びターゲティング広告を実施し、県外含め幅広く若年女性に県内企業の魅力をPR。
男女の賃金差異の解消に向けた取組促進	・建設業及び製造業における男女の賃金の差異の情報公表企業の優良事例を Web ページで情報発信。
中小企業女性活躍推進事業	・市町村と地元経済団体等による意見交換を実施し、その成果やそこで活躍する女性管理職等を紹介する冊子の作成やセミナーを開催。
市町村における防災分野の男女共同参画事業	・「防災活動や地域活動における男女共同参画」を主題とした市町村職員向け研修を実施。

22 こども政策の充実について

(内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 「こども未来戦略」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等、「こども・子育て支援加速化プラン」を確実に進めるとともに、施策の充実に伴って生じる地方の財政負担について、国の責任において引き続き必要な財政措置を講じること。
- (2) こども政策の充実のため、以下の項目について支援策を講じること。
 - ・ 結婚支援等の地域少子化対策重点推進交付金制度について、更なる補助率の引上げや十分な予算の確保を行うこと。
 - ・ 子育てに係る経済的負担軽減のため、子どもに関する医療保険の更なる充実、又は子どもの医療費に対する新たな国の支援制度の創設を図ること。
 - ・ 1歳児の保育士等の配置基準改正を早期に行うとともに、給与改善など更なる処遇改善を図ること。
 - ・ 放課後児童クラブについて、待機児童の解消を目指すため、施設整備や人員確保に資する安定的な財源を確保すること。
- (3) 地域の実情に応じ地方自治体が独自の判断で行う対策については、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、地方財源について確実に措置すること。

(背景)

- 国は2023年12月に、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、取り組むべき政策強化の基本的方向を示す「こども未来戦略」を決定し、「こども・子育て支援加速化プラン」の大宗を2026年度までに実施するとした。
- こども政策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じて行う独自の施策が両輪となることでより効果的なものとなるため、国における施策の充実と、それに伴う十分な地方財源の確保に加え、地方が地域のニーズを踏まえた施策を展開できるよう、自由度の高い地方財源の確実な措置が必要である。

(参 考)

◇地域少子化対策重点推進交付金の国補助率

補助率	補助メニュー例
3/4	・結婚支援コンシェルジュ事業
2/3	・結婚支援センターの開設・運営 ・婚活イベント、スキルアップセミナーの実施
1/2	・結婚新生活支援事業（新婚世帯へ家賃・引っ越し費用等を補助）

◇子どもの医療費に対する県内の支援状況（2025 年 4 月 1 日）

〔愛知県制度〕

- ・医療保険の自己負担額の無料化を行う市町村への補助（負担割合：県 1/2、市町村 1/2）
- ・補助対象は、「①通院医療は小学校就学前まで」、「②入院医療は中学校卒業まで」

〔県内 54 市町村の拡大等状況〕

受療区分	①通院医療		②入院医療	
対象範囲	中学校卒業まで 6 市町	高校卒業まで 48 市町村	高校卒業まで 49 市町村	大学等卒業まで 5 市町

◇保育士配置改善に関する愛知県の単独施策

区 分	保育士配置改善事業費	1 歳児保育実施費
対 象 事 業	安心して子どもを預けられる体制を整備するため、施設の実情に合わせて、国の配置基準よりも更に保育士の配置を充実させる事業	1 歳児に対する保育士の配置を充実するよう人件費を助成することにより、保育体制の充実と低年齢児受け入れの促進を図る事業（国の「1 歳児配置改善加算」対象施設を除く）
補 助 要 件	保育士等の配置改善に係る加算措置等を全て取得（民間保育所）	低年齢児受入率 30%以上の施設（公立・民間保育所）
補 助 先	市町村（政令指定都市及び中核市を除く）	市町村（政令指定都市及び中核市を除く）
補 助 率	県 1/2（市町村 1/2）	県 1/2（市町村 1/2）
補助基準額	1 施設当たり 5,820 千円／年	1 歳児受入児童数×補助単価×12 か月 〈低年齢児受入率〉 30%以上 40%未満：1 歳児 1 人月額 6,000 円 40%以上：1 歳児 1 人月額 12,000 円
予 算 額 (2025 年度)	93,120 千円	112,216 千円

◇令和 6 年賃金構造基本統計調査に基づく保育士給与の状況（単位：千円）

	全国				愛知			
区分	平均年齢	勤続年数	年収換算	月収換算	平均年齢	勤続年数	年収換算	月収換算
全職種	44.1 歳	12.4 年	5,269.9	439.2	42.8 歳	12.8 年	5,484.3	457.0
保育士	39.5 歳	8.6 年	4,068.1	339.0	39.7 歳	6.7 年	4,005.4	333.8

◇放課後児童クラブ、登録児童及び待機児童数の状況（国調査：毎年 5 月 1 日現在）

〔愛知県〕

※2020 年度は 7 月 1 日現在

調査年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
合 計	クラブ数	1,153	1,164	1,195	1,216	1,219	1,227
	支援の単位数	1,514	1,556	1,601	1,634	1,660	1,700
	登録児童数	57,781	60,234	60,349	60,660	60,999	63,988
	待機児童数	767	863	470	430	465	570

◇愛知県が独自で行う対策例（2025 年度）

民間の婚活イベントへの支援	民間非営利団体が開催する婚活イベントに対し補助
男性の育児休業取得を促進する中小企業等への支援	男性従業員が育児休業を取得した県内中小企業等に対して奨励金を支給
低所得世帯への子育て支援	「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」について、県独自に 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診時にそれぞれ 5 万円を給付

2 3 医療機関の安定的な運営に資する抜本的な対応について

(厚生労働省)

【内容】

医療機関が質の高いサービスを継続して提供できるよう、人件費や物価の高騰による影響を適切に捉え、診療報酬の前倒し改定や医療機関への全国一律の補助制度の追加など抜本的な措置を講じること。

(背景)

- 令和6年度の診療報酬改定においては、診療報酬本体が0.88%のプラス改定となり、医療従事者の賃上げや食材料費高騰への対応が図られた。
- しかしながら、(一社)日本病院会はじめ3団体が実施した調査によれば、2024年6月期の医業利益では、赤字病院割合は71.7%と前年同月と比べ4.5ポイント増加しており、医療機関の経営は非常に厳しい状況にある。
- 愛知県内の医療関係団体からは、以下のような意見が挙げられている。
 - ・医療は診療報酬という公定価格で収入が決められており、各医療機関は物価上昇分や昇給の原資を価格転嫁できない環境にあり、今回の診療報酬改定では、医療機関の安定的な経営や、医療従事者の賃上げには全く不十分と言わざるを得ない。
 - ・他業種では5%の賃上げがうたわれているのに対し、医療従事者の賃上げには2.5%の目標しか示されていない上、今回の診療報酬改定では2.5%にも追いついていない状況となっている。
 - ・このことは、上記の(一社)日本病院会はじめ3団体による調査結果で明らかのように、地域を支える病院が経営破綻に追い込まれ、地域医療の崩壊が危惧されるところである。
- 建設業界の人手不足や資材の高騰により、病院が建替工事等を延期する動きが全国的にあり、継続的な医療の提供に影響を及ぼしかねない状況である。
- 人件費や物価の高騰は今後も継続することが見込まれることから、これに対応した診療報酬の前倒し改定や医療機関への全国一律の補助制度の追加など抜本的な措置が必要である。

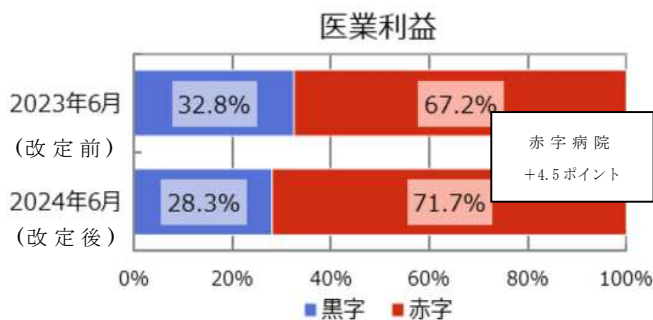
(参 考)

1 令和6年度診療報酬改定の概要

診療報酬改定		+0.88%
①	看護職員、病院薬剤師その他医療関係職種のベースアップ していくための特例的な対応	+0.61%
②	入院時の食費基準額の引上げ（1食当たり30円）の対応	+0.06%
③	生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効 率化・適正化	▲0.25%
④	①～③以外の改定分	0.46%

2 （一社）日本病院会はじめ3団体 「2024年度病院経営定期調査概要版」

○ 医業利益の前年同月比較
(2023年6月/2024年6月)
調査数 1,043 病院

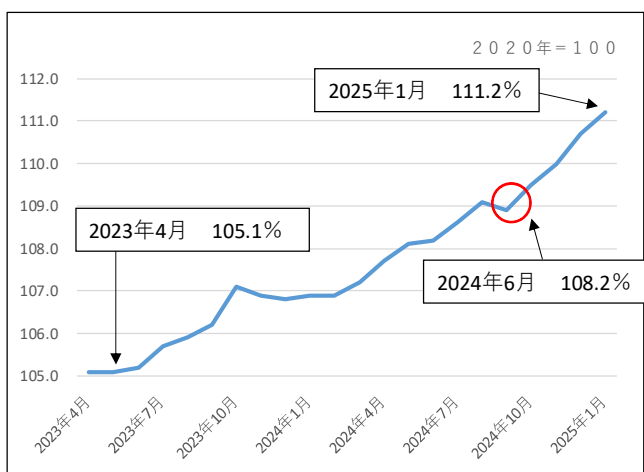


3 医業利益率の推移



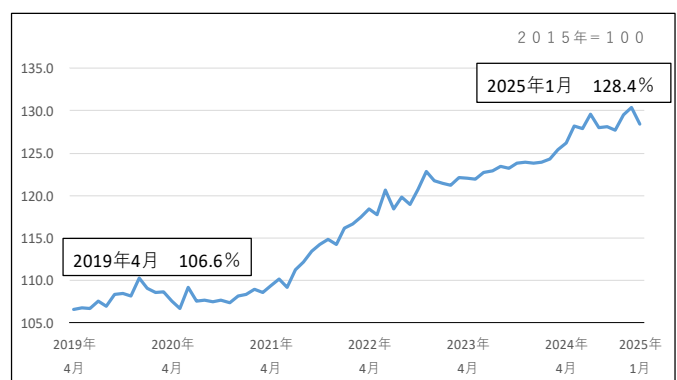
(独)福祉医療機構「2022年度 病院の経営状況」、「2023年度(令和5年度) 病院の経営状況」のデータを基に作成

4 消費者物価指数推移



(出典) 総務省統計局「2020年基準消費者物価指数」

5 建設工事費デフレーター推移



(出典) 国土交通省総合政策局「建設工事費デフレーター(2015年度基準)」

2 4 地域における医療提供体制の確保について

(厚生労働省)

【内容】

国においては、医師偏在是正に向けた総合的な対策を推進することとしているが、引き続き、医学部地域枠の在り方や医療従事者の働き方改革を含め、地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。特に、地域枠については、恒久定員内での設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分確保されるまで、地域の実情に応じた医学部臨時定員増を延長できるようにすること。

都道府県別の臨床研修医募集定員については、地域の医療提供体制の維持のため、2024年度の募集定員上限の水準まで定員を増加すること。

(背景)

- 地域や診療科の偏在による医師不足問題は、依然として大きな課題となっている。
- 本県の医師偏在指標は、全国平均の255.6を下回っていることから、今後も医学部臨時定員増による地域枠を設置し、医師を養成していく必要がある。

<本県の医師偏在指標>

分類	区分	医師偏在指標	<参考> 医療施設に従事する 人口10万対医師数
	全国	255.6	256.6
医師多数都道府県 上位33.3% (1位～16位)			
医師少数・多数以外の 都道府県 (17位～31位)	愛知県	240.2 (全国28位)	224.4 (全国38位)
医師少数都道府県 下位33.3% (32位～47位)			

※医師偏在指標

人口10万対医師数に、医師需要や人口構成、医師の性別・年齢分布等を考慮して算定したもの

- 医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、2026年度末まで延長することが決まっており、本県の地域枠の入学定員も現状の定員数（32名）を維持することとしている。

- 2024 年 4 月から医師の時間外労働上限規制が適用され、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間（B・C水準：年 1,860 時間以下）を適用する医療機関（特定労務管理対象機関）を都道府県が指定しているが、連携 B 及び B 水準は、2035 年度末を目標に終了するため、それまでに労働時間の削減を達成する必要がある。

<医師の時間外労働上限規制と健康確保措置の適用>

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A （一般労働者と同程度） ※一般労働者の上限 720 時間	960 時間	義務	努力義務
連携 B （医師を派遣する病院）	1,860 時間		義務
B （救急医療等）	※2035 年度末 を目標に終了		
C-1 （臨床・専門研修）	1,860 時間		
C-2 （高度技能の修得研修）			

《医師の健康確保》

- ・面接指導・・・健康状態を医師がチェック
- ・休息時間の確保・・・連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

- 各都道府県の臨床研修医の募集定員上限は、国において定められている。
- 臨床研修制度は、医師が基本的な診療能力を修得することを目的とするほか、救急患者のファーストタッチを担う等地域の医療提供体制において、一定の役割を果たしているが、本県の臨床研修医募集定員の 2026 年度の上限は、2024 年度から 22 名減少している。そのため、2024 年度の募集定員上限の水準まで定員を増加し、地域の医療提供体制を維持する必要がある。

<愛知県の募集定員上限の推移>

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
募集定員上限	559	563	573	557	551

2 5 国民健康保険の基盤強化について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 2018 年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなどの制度改革が実施されたが、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図ること。そのために必要な財源については、国が責任をもって確保すること。
- (2) 国保運営の在り方の見直し及び国費投入の方策や規模については、引き続き地方と十分な協議を行うこと。特に、地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置の廃止及び子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充を図ること。

(背景)

- 国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であり、市町村は法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫する状況であった。
- このため、2018 年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政基盤強化策として、毎年 3,400 億円の公費が投入されることとなったが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小するためには、この強化策に加え、更なる財政基盤の強化が必要である。
- また、障害者医療費助成など地方単独事業については、本来国が制度的に対応すべきものを、地方のみに責任を負わせるものであり、国庫負担金の減額措置については、国保財政に大きな影響を及ぼしている。
- 子ども医療費助成に係る減額措置については、2024 年度から廃止されたが、他の医療費助成については、未だ検討に至っていない。
- 子どもに係る保険料（均等割）の軽減措置については、2022 年度から実施されているが、対象が未就学児に限定され、その軽減額も 5 割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合の拡充を図ることが必要である。（注）

(注) 2026 年度から、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前までのこと
 もに係る支援金の均等割額の 10 割軽減の措置が予定されている。

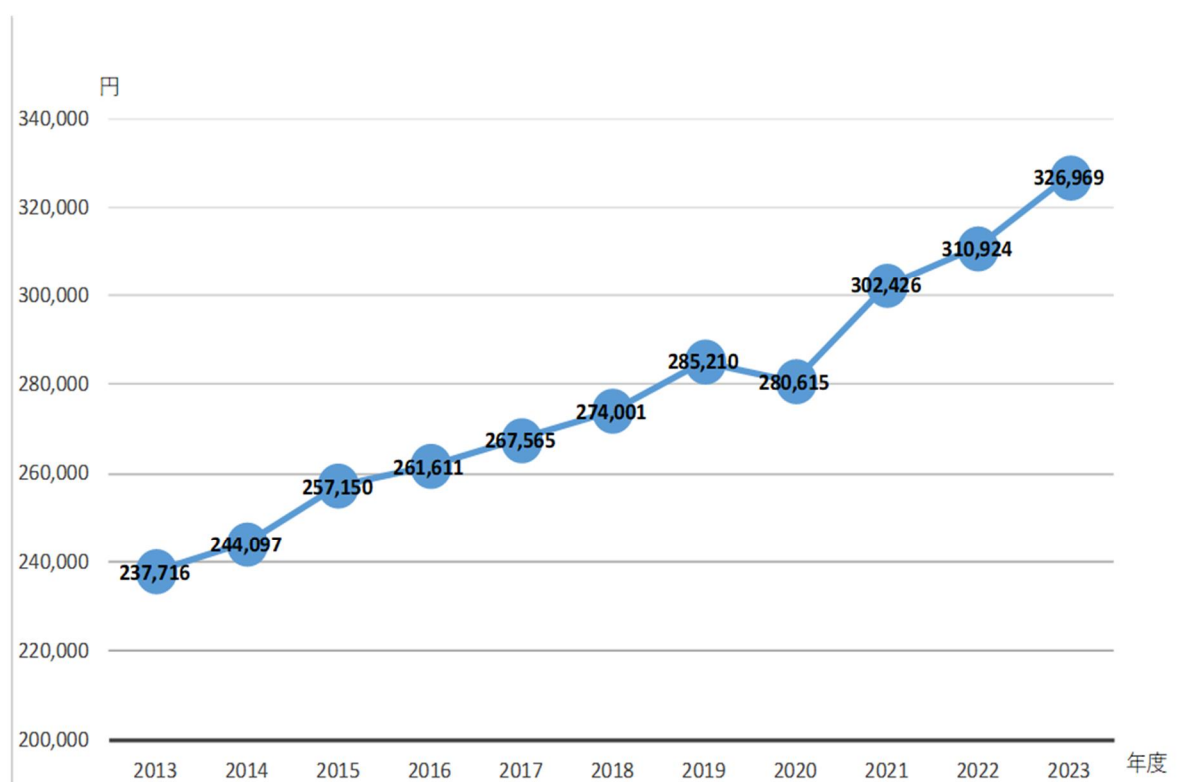
(参 考)

◇ 市町村国保の運営状況

2022 年度

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被 保 険 者	65～74 歳被保険者の割合	44.8%	43.6%	8.3%	3.5%
	無職者の割合	45.3%	42.0%	—	—
	年間所得 200 万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合は総割額の割合)	79.3%	65.6%	10.7%	4.7%
	一人当たり医療費	40.4 万円	37.3 万円	20.4 万円	18.4 万円
	保険料負担率	9.5%	8.4%	7.1%	5.7%
財 政	保険料収納率	94.14%	95.51%	—	—
	一般会計からの法定外繰入 (決算補填)	748 億円	30 億円	—	—
	前年度繰上充用	75 億円	0 億円	—	—

◇ 本県国保の一人当たり保険給付費の推移 (年度)



26 障害のある人の地域生活を支える体制の整備について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 障害者の地域生活移行を進めるための住まいの場となるグループホームや生活介護などの日中活動系サービスの計画的な整備に係る財政措置を講じること。
- (2) 地域生活支援事業については、都道府県や市町村が必要な事業を確実に実施できるよう、地方に超過負担が生じない十分な財源措置を講じること。
- (3) 株式会社恵による一連の不正事案等を踏まえ、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - ・ 事業所数が急増する中、広範囲にわたる処分事例もあるため、本県においては、人員増や指導事務の一部外部委託化など、監査指導体制を強化したところである。国が実施する大規模な法人に対する業務管理体制の検査については、地方自治体が行う事業所の運営指導・監査の効果的な実施に資するよう、実施対象の選定段階から地方自治体との十分な連携を図ること。
 - ・ 今年度からグループホーム等が開催が義務化された地域連携推進会議が効果的に開催されるよう、好事例の展開等により事業所に対する情報提供を一層強化すること。

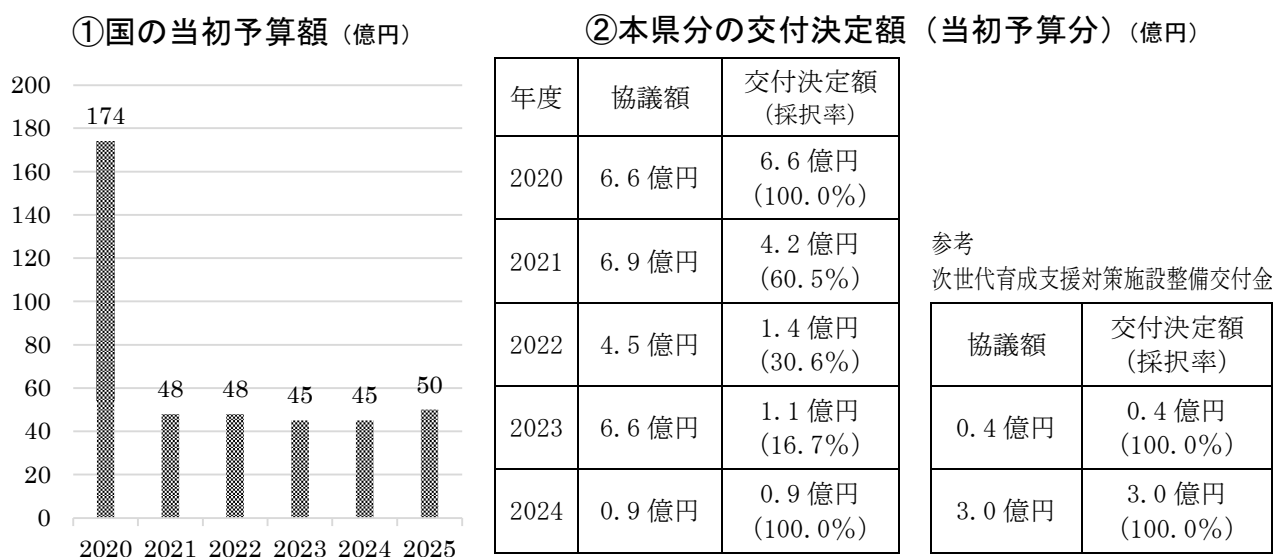
(背景)

- 都道府県・市町村においては、国の定める「基本指針」に沿った障害福祉計画及び障害児福祉計画を2023年度に策定したところであるが、基本指針に沿った成果目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでいくためには、障害のある方に対する支援の提供体制の計画的な整備が求められる。
- 国の社会福祉施設等施設整備費補助金について、当初予算規模は、2021年度以降大きく減少したままである。近年、建設労務費や建設資材費の高騰により建設コストが上昇する中、本県の計画達成に必要な整備を進め、また地域のニーズに対応していくためには、来年度当初予算において大幅な増額が必要である。
- このため、国庫補助の実施にあたっては、引き続き、当初予算において基盤整備を確実に行うための必要な財源を確保するとともに、必要に応じて補正予算措置をすることにより、協議のあるものについて全て採択することが望ましい。
- 特に、障害のある人の地域生活の場として中心的な役割を担うグループホームや日中活動系サービスは、地域生活支援拠点等の必要な機能のさらなる強化・充実を図るうえでも、地域の実情を踏まえて整備を進めていく必要がある。

- 一方、障害者総合支援法に基づき、県や市町村が実施する「地域生活支援事業」については、国は1/2を補助することとしているが、実際に交付される地域生活支援事業費補助金及び重層的支援体制整備事業交付金は予算の範囲内とされ、補助所要額は増加傾向である一方、当該補助金及び交付金の予算額の合計は減少傾向で、かつ、補助所要額を大きく下回っている状況であり、事業を安定的に実施していくために、十分な財源措置を講じる必要がある。
- 株式会社恵による一連の不正事案等を踏まえ、国においては大規模な法人に対する業務管理体制の検査を強化することとしているが、自治体による監査と連携することにより、より効果的な実施が期待できることから、対象法人選定の段階から自治体との十分な連携が望まれる。
- また、地域連携推進会議については、国において手引きの作成等が行われているが、事業者からは、構成員の確保や日程調整が困難などの課題が挙げられており、会議を効果的に開催し、地域に開かれた事業所にしていくためには、会議開催の好事例の展開など、より一層の情報提供が必要である。

(参 考)

◇ 国の社会福祉施設等施設整備費補助金等予算の状況



- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金については、2024 年度は協議額が例年に比べ少なかったため満額交付となっているが、近年採択率が 20～30%程度となっている。
- ・ 2023 年度から障害児施設分が次世代育成支援対策施設整備交付金（こども家庭庁所管）に移管された。次世代育成支援対策施設整備交付金については、2023 年度から協議額に対し、満額の交付決定を受けている。

◇ 地域生活支援事業（重層的支援体制整備事業（障害分）を含む）の財源措置状況

年度	国予算額	交付申請額 (愛知県内分)	交付決定額 (愛知県内分)	交付率 (愛知県内分)
2021	451 億円	50.5 億円	29.3 億円	57.9%
2022	453 億円	51.2 億円	28.7 億円	56.0%
2023	448 億円	51.3 億円	27.6 億円	53.7%
2024	444 億円	54.3 億円	28.7 億円	52.8%
2025	442 億円	—	—	—

27 特別支援教育の充実について

(文部科学省)

【内容】

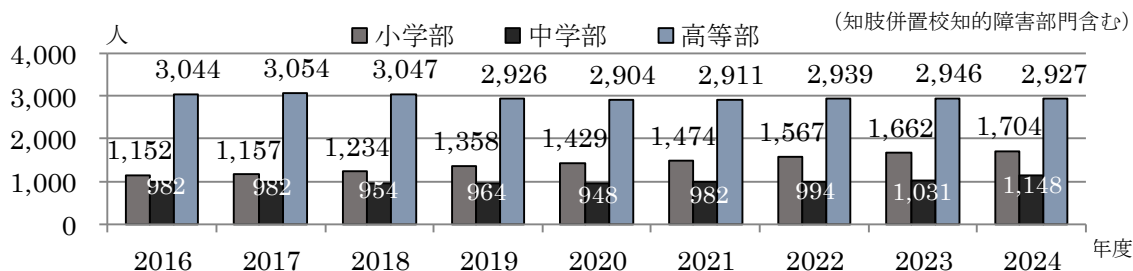
- (1) 学校施設環境改善交付金について、都道府県及び市町村が計画に沿って着実に事業が実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。特に、実勢価格に見合った補助単価への引上げを行い、特別支援学校における教育環境整備に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) インクルーシブ教育システムを推進し、幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育の現場が抱える複雑、困難な課題に対応するため、義務標準法等を見直し、学級編制の標準の引き下げを行うとともに、特別支援教育支援員や医療的ケアを行う看護師等の人的配置並びに施設設備の整備に対する財政措置の充実を図ること。
- (3) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な支援を行うため、特別支援学校教諭等免許状の保有率向上や、専門的な知識・技能を有する教員の養成、教員の専門性向上を目的とした研修並びに支援・指導方法の研究に対する財政措置の充実を図ること。

(背景)

- 夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めるため、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。
- 施設のバリアフリー化などへの対応のために措置されている大規模改造事業（障害児等対策）は、高等学校は対象になっていないが、インクルーシブ教育システムの推進を図るためには、高等学校に対する財政措置も必要である。
- インクルーシブ教育システムを推進し、多様な教育ニーズに対応していくためには、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備とあわせて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実・整備が必要である。
- 切れ目ない支援体制整備充実事業（看護師、外部専門家の配置）においては、都道府県等が配置する人数に応じた予算を、国において確実に確保する必要がある。
- 小中学校における特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率は、26.3%（2024年度本県）に留まっている。専門性の観点から、保有率の向上が望まれる。

(参 考)

◇知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移（本県国公立）（各年度5月1日現在）



◇知的障害特別支援学校の教室不足解消に向けた取組

教室不足が課題となっている学校名		対 応
愛知県立	一宮東特別支援学校	2014 年 いなざわ特別支援学校開校
	佐織特別支援学校	
	豊川特別支援学校	2015 年 豊橋市立くすのき特別支援学校開校（県から財政支援）
	半田特別支援学校	2018 年 大府もちのき特別支援学校開校
	春日台特別支援学校	2019 年 瀬戸つばき特別支援学校開校
	みあい特別支援学校	2020 年 増築校舎供用開始
	安城特別支援学校	2022 年 にしお特別支援学校開校
	いなざわ特別支援学校	2026 年 増築校舎供用開始予定
	一宮東特別支援学校	2026 年 小牧特別支援学校に校舎増築（知的障害部門）供用開始予定
	三好特別支援学校	2027 年 西三河北部地区新設特別支援学校開校予定
	名古屋市立南特別支援学校	2015 年 名古屋市立南特別支援学校分校開校（県から財政支援）
	名古屋市立守山特別支援学校	2021 年 増築校舎供用開始（県から財政支援）
	名古屋市立特別支援学校	2024 年 名古屋市立若宮高等特別支援学校開校（県から財政支援）

◇特別支援学校の建築単価・施工単価の乖離

2025 年度 建築単価（文部科学省）

327,500 円／㎡

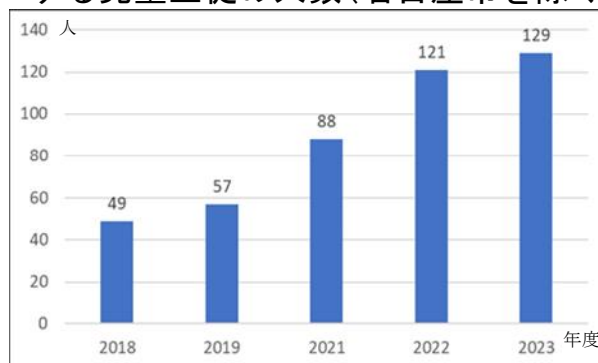
2021 年度 本県にしお特別支援学校施工単価

約 458,000 円／㎡

◇小中学校の特別支援学級や通級による指導の対象者の増加（本県公立）



◇小中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の人数（名古屋市を除く）



◇小中学校に在籍する児童生徒の障害の状態の多様化（本県公立）

小中学校に在籍する児童生徒のうち、特別支援学校の就学基準に該当すると考えられる障害が重度な児童生徒数（名古屋市を除く）	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	1,518 人	1,501 人	1,564 人

◇通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合（文部科学省の調査結果に基づく推定値：2022年調査）

小中学校	高等学校
全体の約 8.8%	全体の約 2.2%

28 就業支援・職業能力開発等の推進について

(内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省)

【内容】

- (1) 人手不足に直面する中小企業の人材確保に向け、新規学卒者等への就職支援や人手不足分野の人材確保支援の更なる強化を図るとともに、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。
- (2) ワーク・ライフ・バランスの一層の推進に向け、中小企業における年次有給休暇や男性の育児休業の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進などへの更なる支援の充実を図ること。また、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。
- (3) 若者、就職氷河期世代を含む中高年齢者、障害のある人、外国人等多様な人材が、社会経済の担い手として活躍するために必要となる支援に国が責任を持って取り組むこと。また、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。
- (4) 近年の物価高騰においても技能検定が円滑に実施できるよう、技能検定標準手数料を改定すること。また、若年者の入職促進の観点から、受検料減免対象者の年齢及び受検級を拡大し、恒久的な制度とすること。更に、技能検定受検の電子申請等に係るデジタル化にあたっては、システムの操作研修を行う等、稼働後も適切な運用に向け、必要な支援を行うこと。
- (5) 2028年技能五輪国際大会の開催に向け、国を挙げて大会準備や日本人選手の強化を進めること。また、本県において連続開催する技能五輪全国大会・全国アビリンピックを通じて、競技会場となる愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）を技能の甲子園としてアピールすること。加えて、これら各種技能競技大会を通じ児童・生徒に対する技能や職業への関心を高める取組を強化するなど、全国的な技能尊重気運の醸成を図り、将来の産業人材の育成・確保を図ること。

(背景)

- 中小企業の人手不足は喫緊の課題であり、本県独自の奨学金返還支援制度の創設等の取組を進めているが、地域産業を支える中小企業の人材確保については、更なる支援が必要である。

- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、本県において国の目標値を下回っている取組の促進を強力に進めていく必要がある。
- ジョブコーチや障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者が不足しており、難病患者など様々な障害に対応できるよう地域の障害者雇用支援の実態に即した人員の配置等が必要である。
- IT人材を始め、人材の確保が困難な職種・分野での外国人材の活用が必要である。
- 技能検定手数料は、国の標準手数料に基づき都道府県条例で定めているが、この標準手数料は2019年10月から改定されていない。近年の物価高騰等の影響もあり、技能検定の実施に係る費用に充当すべき技能検定手数料収入は著しく不足する状況となっている。安定した技能検定制度の運営のためには、標準手数料を見直し、技能検定に係る収支を均衡させる必要がある。また、若者の入職促進・職場定着に繋げるため、減免措置の対象者を拡大し、円滑な運営にあたり頻繁に改正されることなく恒久的な制度とすることが必要である。さらに、技能検定受検の電子申請等に係る新システム（2026年2月稼働予定）を適切に運用するためには、稼働後のサポートが不可欠である。
- 技能五輪国際大会に向けては、着実な開催準備とともに、日本人選手の育成が重要である。また、我が国の産業を支えるモノづくり人材の不足は喫緊の課題であり、産業人材の確保に向けて、将来の夢につながる進路選択（15の選択）を行う中学生が早い段階から職業意識を持つことが重要である。そのためには、小中学生を始めとする全国の若い世代に対し、技能競技大会への認知向上を図るなど、国際大会開催までの技能五輪全国大会・全国アビリンピックの活用が有効である。

（ 参 考 ）

◇ ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況

項目	目標値（国）	実績（愛知県全体）	（2024年）
			うち中小企業
年次有給休暇取得率	70%（2028年）	69.9%	66.1%
男性の育児休業取得率	50%（2025年）	37.3%	30.2%

◇ 技能検定受検者数の状況（定期試験）（2023年度）

（ ）は2022年度 【】内は全国での順位

全国（全体）	愛知県（全体）	愛知県（高校生）
120,667人（122,730人）	13,043人【1】（13,344人【1】）	1,257人（1,197人）

◇ 2028年技能五輪国際大会の概要

日 程	2028年11月15日（水）～20日（月）
会 場	競技：Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場）開閉会式：IGアリーナ（愛知国際アリーナ）
開 催 規 模	競技職種：62職種、参加者：65か国・地域以上から約5,300人
主 催	（公財）2028年技能五輪国際大会日本組織委員会※

※2025年8月7日一般財団法人として設立。1年後を目途に公益財団法人へ移行予定。

29 外国人材の受入れ・多文化共生社会づくりについて

(内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省)

【内容】

多文化共生社会を支える環境の整備

- (1) 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れ方針を示すこと。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、地方自治体が推進する取組に支障が生じることのないよう、十分な財政措置を講ずるとともに、支援策の拡充を図ること。
- (2) 外国人の受入れ環境の整備等にあたっては、国、地方自治体、関係機関、事業主等の役割を明確かつ具体的に示すこと。また、地方自治体が講ずる「地域の共生施策」への協力などの外国人材の受入機関等の責務や義務について、国が主導して周知を図るとともに、制度の運用にあたっては、実効性のある仕組みを構築すること。さらに、育成就労制度への移行にあたっては、地域の産業実情を反映した産業分野を追加するとともに、従事する業務の拡大や手続きの簡略化など外国人労働者及び受入機関にとって利便性の高い制度とすること。
- (3) 外国人材を受け入れる企業等に対し、労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人材の就労環境の適正化に向けた取組や、教育訓練の実施に対する支援策を引き続き講じること。また、日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めること。
- (4) 医療機関等に医療通訳者派遣等を行う環境を整備・運営する地方自治体に対して財政措置を講じること。また、通訳料の保険適用など、医療通訳者派遣等を利用する外国人及び医療機関等の負担軽減措置を講じること。

外国人を対象とした日本語教育等の充実

- (5) 日本語教育機関の認定制度及び国家資格の整備にあたっては、生活支援等の役割も担う地域日本語教室の活動など、地域における日本語教育の実状に十分配慮すること。また、地方自治体が推進する地域日本語教育の体制づくりについて、十分な財政措置を講ずるとともに、地域日本語教室が行う教科教育も補助対象とするなど、支援策の拡充を図ること。
- (6) 日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援の実施や、現職の教員だけでなく教員養成の段階から日本語指導に関する知識等を習得

できる仕組みを構築すること。

- (7) 学習支援、生活適応支援の充実のため、国が責任を持って、母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実、当該人材に係る登録制度の構築を図るとともに、プレスクール及び日本語初期指導教室の運営等に対する補助事業について、地方自治体の負担とならないよう、必要な財源を確保すること。また、高等学校等における特別の教育課程を編成して行う日本語指導を1年次に十分行えるよう、必履修教科・科目に替えて実施できるようにするなど、より弾力的な運用を可能とすること。

(背景)

- 出入国管理及び難民認定法等の改正により、今後も更なる在留外国人の増加、多国籍化が進むと見込まれる中で、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(2024年6月改訂)等に基づき、地方自治体が行う取組に対する十分な財政措置などが重要となる。

また、2025年3月に「特定技能制度・育成就労制度の運用に関する基本方針」が閣議決定され、「地域における外国人との共生社会の実現のため寄与」することが外国人材の受入機関等の責務として定められたが、その実効性のある仕組みが示されていない。

さらに、日本語教育の環境整備については、2024年4月施行の「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の趣旨に沿って、外国人が日常生活および社会生活を円滑に営むことができるよう、国が責任を持って取り組む必要がある。

また、2024年10月末時点で、本県の外国人労働者が約23万人となるなど、外国人労働者数が増加しており、より一層適正な雇用管理等が必要である。

(参 考)

在留外国人数の状況 各年12月末、単位：人 []内は全国での順位

	全 国	愛知県	ブラジル	中国	ベトナム	フィリピン	その他
2023年	3,410,992	310,845 [2]	61,566 [1]	45,582 [6]	58,076 [1]	44,779 [1]	100,842
2024年	3,768,977	331,733 [3]	60,980 [1]	46,707 [6]	64,377 [1]	46,944 [1]	112,725

出典：法務省「在留外国人統計」

外国人労働者数・外国人雇用事業所数の状況(2024年10月末) (厚生労働省(「外国人雇用状況」の届出状況))

単位：人、()は2023年10月末、[]内は全国での順位

	全 国	愛知県
外国人労働者数	2,302,587 (2,048,675)	229,627 [2] (210,159 [2])
外国人雇用事業所数	342,087 (318,775)	26,979 [3] (25,225 [3])

本県の外国人児童生徒への日本語教育の状況等

○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数 [上位3県(2023年5月1日現在)、単位：人]

都道府県	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校等	合 計
1 愛知県	7,918	3,109	4	893	11,924
2 神奈川県	4,361	1,183	29	609	6,182
3 東京都	3,426	1,130	58	759	5,373
全 国	38,141	13,369	527	5,681	57,718

※日本語教育適応学級担当教員の配置数 776人(愛知県：2025年度)

30 どのような環境にある子どもも家族と共に平等に 生活が営める社会の実現について

(法務省、内閣府)

【内容】

- (1) 事実婚であっても、子の共同親権を前提として認めるなど、カップル間のパートナー契約に、婚姻に準じた法的保護を与える新たな届出・登録制度（日本版 PACS）を創設し、民法の改正を始め必要な法整備等を行うこと。
- (2) 出生届における嫡出子、非嫡出子の記載の廃止など、婚外子差別につながる法制度の見直しに取り組むこと。
- (3) 婚姻を選択しないカップルの子どもへの差別意識の根絶に向けた教育や啓発に取り組むとともに、病院でのパートナーの入院や手術における同意、生命保険の受取人の取扱いなど、民間レベルの社会慣行についても関係者の理解促進に取り組むこと。

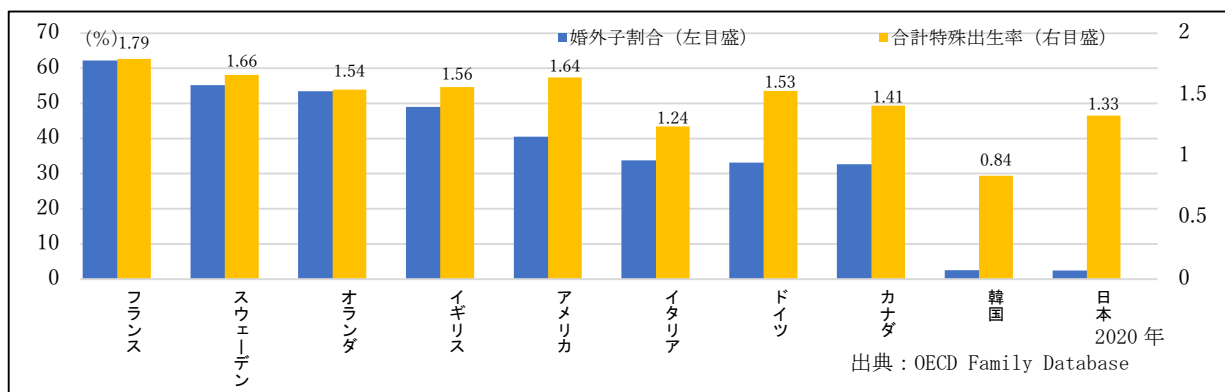
(背景)

- 2023 年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では、我が国の出生数が 70 万人を下回るのは 2038 年とされていた。しかしながら、2024 年には出生数が 68 万 6,061 人（概数）となり、統計調査開始以来、初めて 70 万人を下回った。このように、我が国では、推計を大きく上回る速度で、急速に少子化が進行している。その最大の要因は、婚姻数の減少であり、コロナ禍がその傾向にさらに拍車をかけた。
- こうした少子化の進行は、国家存続にも関わる大変な危機であり、安心して子どもを産み、育てられる社会を実現していくため、あらゆる対策を講じていく必要がある。
- 法律婚主義の我が国では、結婚していない両親から生まれた婚外子（非嫡出子）は、原則として母親の単独親権になるほか、父子関係を生じさせるためには、父親の認知が必要となるなど、法的に不安定な状況に置かれることになる。また、子どもをつくるのは結婚してからという意識が強い我が国では、婚外子への差別意識も根強く残っている。
- 欧米では、事実婚家庭の子どもを法的に保護する制度がつくられており、例えばフランスでは、PACS（連帯市民協約）を結んだカップルとその子どもは、法律婚と同等の親子関係が保障されている。そのことがフランスの出生率の高さに繋がっているとの指摘もある。
- 親が婚姻を選択するかどうかに関わらず、その子どもが家族と共に安心、平等に生活を営める社会を実現していく必要がある。

(参 考)

◇婚外子割合と合計特殊出生率

- フランス、スウェーデン、オランダ、イギリス、アメリカ等では婚外子割合が高く、合計特殊出生率も高くなっている。



◇婚姻せずに事実婚を選択した場合に生じる課題

- 婚姻届を提出せず、事実婚の状態にある人は成人人口の2～3%。
- 法律婚主義の我が国では、事実婚家族は、親権や相続や税などの面で様々な制限がある。

<事実婚を選択した場合の主な制限>

- ・ 子どもが婚外子（非嫡出子）となる（父子関係を生じさせるためには認知が必要）
- ・ 子どもの親権は原則母親の単独親権となる（両親の共同親権とするためには協議が必要）
- ・ 税制上の優遇（配偶者控除等）が受けられない
- ・ 相続権がないため、パートナーの死亡後、相続が受けられない
- ・ 社会慣行として、
 - 病院で、パートナーの入院や手術の同意書にサインできない
 - パートナーを生命保険の受取人に指定することができない
 - パートナー間の収入合算ができないため、住宅ローンを組むことができない など

◇欧米諸国における、事実婚家族に法的保護を与える制度

- フランスでは、同性、異性を問わず非婚カップルの保護を目的に、1999年に連帯市民協約「PACS」を創設。近年、PACSを選択する異性カップルが結婚を選択するカップルと肩を並べるレベル(婚姻：56.6%、PACS：43.4%)まで増加。
- スウェーデンや、オランダ、イギリスなどの欧米諸国でも、事実婚を保護する制度が作られており、親権を始め婚姻に準じた権利が与えられている。

<フランスでのカップル形態による法的保護の比較>

		同棲	PACS	婚姻
手 続 き	成立手続き	手続きなし	契約締結後、役所の身分吏に届出	挙式前の公告後、役所で身分吏による公開の挙式
	解消手続き	手続きなし	役所への届出 一方による解消可能 一方または双方の婚姻により自動的に解消	原則裁判離婚 2016年法改正により裁判外での双方合意離婚も可能
子 ・ 家 族	父子関係の成立	規定なし（認知が必要）		父性推定
	親権	共同親権		
	子の区分	嫡出子、非嫡出子の区別なし		
相 続	相続権	なし（財産を承継させたい場合は、遺言が必要）		あり
	遺族年金・寡婦手当	受給権なし		受給権あり
税	相続税	遺贈額の60%	2007年8月22日以後開始したカップル間の相続・遺贈から税免除	
	所得税	個別課税	共同課税	